

山都町短期滞在施設条例施行規則

平成 25 年 6 月 14 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山都町短期滞在用施設条例(平成 25 年山都町条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者及びその同居人は、短期滞在施設を使用しようとする日の 2 週間前までに、山都町短期滞在施設使用許可申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 使用希望者及び全ての同居人の身分を証明するものの写し
- (2) 現住所において地方税等の滞納がないことを証明する書類

2 前項の規定による申請に当たっては、金銭的保証を行い得る能力を有する保証人 1 人と、使用希望者と両者が連署する請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

(使用許可の決定)

第 3 条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、許可することについて適当であるか否かの決定を行うものとする。

2 前項の場合において、町長は、適当である旨の決定をしたときは山都町短期滞在施設使用許可通知書(様式第 3 号)により、適当でない旨の決定をしたときはその旨及び理由を付した書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(同居人の異動)

第 4 条 使用者は、同居人に異動が生じる場合には、山都町短期滞在施設同居人異動届出書(様式第 4 号)を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(施設の返還)

第 5 条 条例第 14 条の規定による届出は、山都町短期滞在施設返還届出書(様式第 5 号)により行うものとする。

(使用料の還付)

第 6 条 使用者は、使用期間の途中で短期滞在施設を返還した場合で、条例第 10 条に規定する使用料の額に過納が生じる場合においてその額の返還を請求しようとするときは、山都町短期滞在施設使用料還付請求書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、短期滞在施設に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。